

平成26年度第1回 国土交通省航空局 入札監視委員会 審議概要

開催日及び場所		平成26年6月9日(月) 中央合同庁舎第2号館 国土交通省共用会議室 2A会議室	
委員		委員長 浅野 正一郎 (国立情報学研究所名誉教授) 委員 廣渡 鉄 (廣渡法律事務所 弁護士) 委員 高田 和幸 (東京電機大学理工学部教授)	
審議対象期間		平成25年10月 1日～平成26年 3月31日	
工事	抽出案件	0件	
	一般競争	0件	
	公募型指名競争	0件 (対象案件なし)	
	通常指名競争	0件 (対象案件なし)	
	随意契約	0件 (対象案件なし)	
建設コンサルタント 業務等		1件	
役務及び物品		2件	
地方官署 工事・一般競争		0件	
合計		3件	
		意見・質問	回答
委員からの意見・ 質問、それに対する 回答等		別紙のとおり	別紙のとおり
委員会による意見 の具申又は勧告の 内容		製造(特にシステム系)発注の今後のあり方について検討を行い、次回の 委員会において報告すること。	

(別紙)

委員からの意見・質問、それに対する回答等

意見・質問	回 答
<p>[建設コンサルタント業務等]</p> <p>一般競争</p> <p>【首都圏空港容量拡大のための新たな出発・到着経路及び空域構成に係る調査】</p> <p>○成果は何に役立つのか。</p> <p>○入札説明書受領者が9者いるのに、応札者が2者になったことの原因等についてはどのように考えているのか。</p> <p>○もっと早い時期に公告を行って、履行期間を長く取ることが必要だったのではないか。</p>	<p>○羽田の滑走路の効率的使用について技術検討小委員会で検討を行っているが、本契約の成果は、滑走路使用の検討後の関東空域全体についての検討において十分資するものである。</p> <p>○作業量が膨大であること、履行期間が半年であることから、業務自体が可能な業者であっても、履行は困難であるとの判断があったのではないかと考えている。</p> <p>○それは今回の反省点であるが、技術検討小委員会の動きを見ながら発注せざるを得なかったという事情もある。</p>
<p>[役務及び物品]</p> <p>一般競争</p> <p>【空港管制処理システム1式の製造及び調整】</p> <p>○なぜ、同時期に類似のシステム関係4件の発注を行っているのか。同時期に発注をしたので、それぞれが一者応札になったのではないか。</p> <p>○この案件の一者応札理由はどのように分析しているか。</p> <p>○技術者配置が困難なためというのは、同一時期にこれだけのボリュームがある業務は並行しては行えないと分析しているということか。</p> <p>○個別の分析はしているが、4件全体の総合評価はしていなかったと見られる。一者応札の分析をするのであれば、他の案件との関連等も考慮に入れて分析する必要があると思われる。</p>	<p>○事務手続きの流れとして、複数の契約をする際に手続き上、入札公告等複数の案件を同じスケジュールで進めることはあるので、それもそのようなものの一つだと思う。このことが、一者応札の一因になっているかどうかは検証する必要があるが、少なくとも疑念を招くようなことは避けた方がいいと思う。</p> <p>○ヒアリングの結果、システムの対象業務が特殊であって会社として受け止めるに至らなかったと聞いている。他に技術者配置が困難なためということも考えられる。</p> <p>○そのようなわけではない。</p>

○過去の仕事内容や継続性で受注者が想定されていたということはないのか。

○このように一者応札が想定されるのであれば、随意契約への移行を含め今後の契約方式等について検討し、次回の委員会で検討結果を報告してほしい。そのうえで、委員と国とで意見交換を行いたい。

【飛行検査用航空機3式の購入】

○なぜ納入場所が中部国際空港なのか。

○SBASやGBASは適用されるのか。

○参加資格を認められた者が入札辞退した理由は何か。

○過去に製造した会社の中身をよく理解しているというのはあると思うが、なるべく広く入札参加していただけるように情報開示等を行って参加者が増える努力はしている。

○はい。

○飛行検査基地が、今年度中に中部国際空港へ移転するため。

○SBASは適用されるが、GBASはまだ国際基準が確定していないので現時点では適用しない。ただし、GBASの基準が確定次第適用できるようにすることを仕様の中にも含めている。

○商社である参加者が航空機メーカーと相談した結果、商社が入札希望金額とメーカーが希望する価格に差があり、折り合いが付かなかったことが理由であると聞いている。